

# 商工会だより

発行者：西ノ島町商工会 TEL 6-1021 FAX 6-1964 kuniga\_nishi@shoko-shimane.or.jp 令和4年2月発行

## ★事業復活支援金のお知らせです★

事業復活支援金は、**新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴う需要の減少、又は供給の制約により大きな影響を受け、自らの事業判断によらず売上げが大きく減少している中小企業者(法人・個人)**に対し、事業の継続、及び立て直しのための取り組みを支援するため、**事業全般に広く使える支援金を給付する**国の制度です。**但し事業復活支援金の給付申請を行う前には、必ず事前確認が必要です**(一時支援金及び月次支援金のいずれかを給付済みの事業者の方の事前確認は不要です)。事業者自らで事業復活支援金の申請作業を行う場合の事前確認は、商工会で行いますので必要な資料をそろえて商工会までお越しください。申請手続きは事業復活支援金のホームページから電子申請のみのお取扱い(書類不可)となります。

**給付要件に当てはまる方で、申請手続きに不慣れな方(パソコン・メールアドレスの無い方)は、商工会の確定申告事務作業が終了後、4月頃から手続きをお手伝いする予定です**のでもうしばらくお待ちください。

詳しい内容は以下のとおりです。

**対象者** 売上が大きく減少した中小事業者(法人・個人)  
**申請期間** 令和4年1月31日 ~ 令和4年5月31日まで  
**給付上限額** ◇**個人事業者(売上減少率50%以上) 最高50万円**  
(売上減少率30%~50%未満の場合は **最高30万円**)  
◇**法人事業者(売上減少率50%以上)**  
※売上高に応じて **最高100万円~250万円**  
◇**法人事業者(減少率30%~50%未満)**  
※売上高に応じて **最高60万円~150万円**

**基準期間** 2018年11月~2019年3月  
2019年11月~2020年3月 ※いずれかの5か月間  
2020年11月~2021年3月

**基準月(対象月)** **新型コロナウイルス感染症の影響を受けて売上が30%以上減少した2021年11月~2022年3月までの内、いずれかの1ヶ月間**

(例) 給付額は基準期間の事業収入の合計 — 対象月の事業収入 × 5

基準期間	2019年		2020年			基準期間 計 単位(万円)
	11月	12月	1月	2月	3月	
	50	50	50	50	50	250

基準期間(2019年11月~2020年3月)の事業収入 **250万円**

対象月	2021年		2022年		
	11月	12月	1月	2月	3月
	50	50	20	30	50

対象月(2022年1月)の事業収入 **20万円(基準期間と比べ50%以上減)**

★給付額の算定 (法人事業者売上高1億円未満の場合)

**法人事業者** 250万円 - 20万円 × 5 = 150万円 > 100万円(上限) ※ 給付額は100万円

**個人事業者** 250万円 - 20万円 × 5 = 150万円 > 50万円(上限) ※ 給付額は50万円

※給付額の算定は色々なケースが想定されます。申請締め切りは5月末ですので3月末の実績が出てからでも十分間に合います。詳しいことは西ノ島町商工会(6-1021)までお問い合わせください。